

公的年金財政状況報告 - 平成 13 年度 - (要旨)【案】

1 財政収支

公的年金全体の保険料収入は 26.5 兆円、国庫・公経済負担は 5.8 兆円、年金給付費(各制度の給付費と基礎年金給付費の合計)は 38.0 兆円であった(本文表 1)。

保険料収入 - 国共済と私学共済は増加、他の制度は減少 -

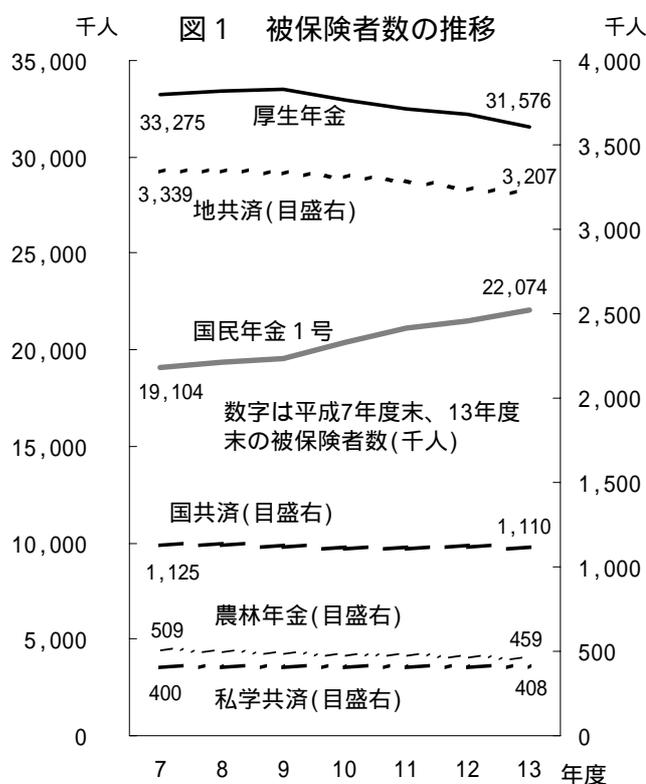
保険料収入は、厚生年金 19.9 兆円、国共済 1.0 兆円、地共済 3.0 兆円、私学共済 0.2 兆円、農林年金 0.3 兆円、国民年金 2.0 兆円であった(本文表 3)。厚生年金と農林年金は 9 年度をピークに以後減少、地共済と国民年金は 12、13 年度の 2 年連続の減少となっている。一方、国共済と私学共済は増加を続けている。

年金給付費 - 被用者年金の給付費と基礎年金給付費は増加 -

給付費は、厚生年金 19.6 兆円、国共済 1.7 兆円、地共済 4.2 兆円、私学共済 0.2 兆円、農林年金 0.4 兆円、国民年金 2.5 兆円であった(本文表 10)。国民年金は主として旧法国民年金の給付費で、基礎年金給付費は含まれない。基礎年金給付費は 9.4 兆円であった(本文表 12)。被用者年金各制度の給付費と基礎年金給付費は増加を続けている。

収支残は、厚生年金と国民年金は承継資産に係る損益を含めた時価評価で、それぞれ厚生年金 0.7 兆円の赤字、国民年金 167 億円の黒字であった。各共済年金は簿価評価で、それぞれ国共済 549 億円の黒字、地共済 0.8 兆円の黒字、私学共済 677 億円の黒字、農林年金 367 億円の赤字であった(本文表 14)。

積立金は、厚生年金と国民年金は承継資産に係る損益を含めた時価評価でそれぞれ 134.6 兆円、9.8 兆円、各共済年金は簿価評価で、それぞれ国共済 8.7 兆円、地共済 36.9 兆円、私学共済 3.1 兆円、農林年金 2.0 兆円であった(本文表 15)。



2 被保険者

被保険者数 - 私学共済以外の被用者年金は減少 -

被保険者数は、厚生年金 3,158 万人、国共済 111 万人、地共済 321 万人、私学共済

41 万人、農林年金 46 万人、国民年金 7,017 万人であった(図 1、本文表 16)。

国民年金の被保険者数は第 1 号被保険者に限ると 2,207 万人である。被保険者数は厚生年金が 9 年度をピークに以後 4 年連続減少、国共済、地共済、農林年金も減少傾向にある。一方、私学共済、国民年金第 1 号被保険者は増加を続けている。

1 人当たり標準報酬月額 - 各制度とも低い伸び -

1 人当たり標準報酬月額は、厚生年金 31.9 万円、国共済 41.3 万円、地共済 46.2 万円、私学共済 36.8 万円、農林年金 29.7 万円であった(本文表 20)。各制度とも概ね増加を続けているが、増加率は概ね 2 % 未満である。

3 受給権者

受給権者数 - 各制度とも増加 -

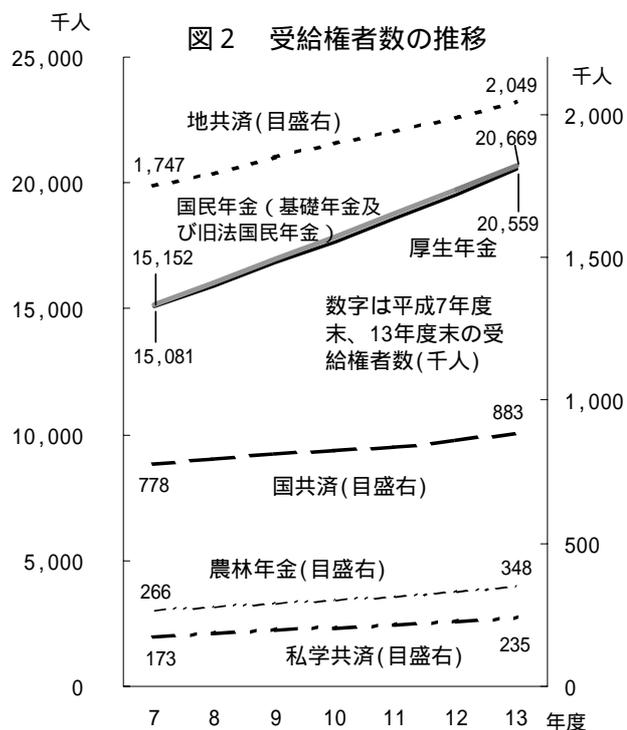
受給権者数は、厚生年金 2,056 万人、国共済 88 万人、地共済 205 万人、私学共済 24 万人、農林年金 35 万人、国民年金(新法基礎年金と旧法国民年金)2,067 万人であった(図 2、本文表 22)。何らかの公的年金の受給権を有する者は 2,951 万人である。各制度とも増加を続けている。

老齢・退年相当の年金の平均年金月額

- 被用者年金は減少 -

老齢・退年相当の年金の平均年金月額(老齢基礎年金を含む。)は、厚生年金(厚生年金基金代行分を含む)17.3 万円、国

共済 21.7 万円、地共済 23.2 万円、私学共済 21.6 万円、農林年金 17.9 万円、国民年金(新法老齢基礎年金及び旧法国民年金の老齢年金)5.2 万円であった(本文表 30)。共済年金の平均年金月額には職域部分が含まれる。被用者年金は各制度とも減少したが、農林年金以外は 2 年連続の減少である。一方、国民年金は増加を続けている。



4 財政指標

年金扶養比率 - 各制度とも低下 -

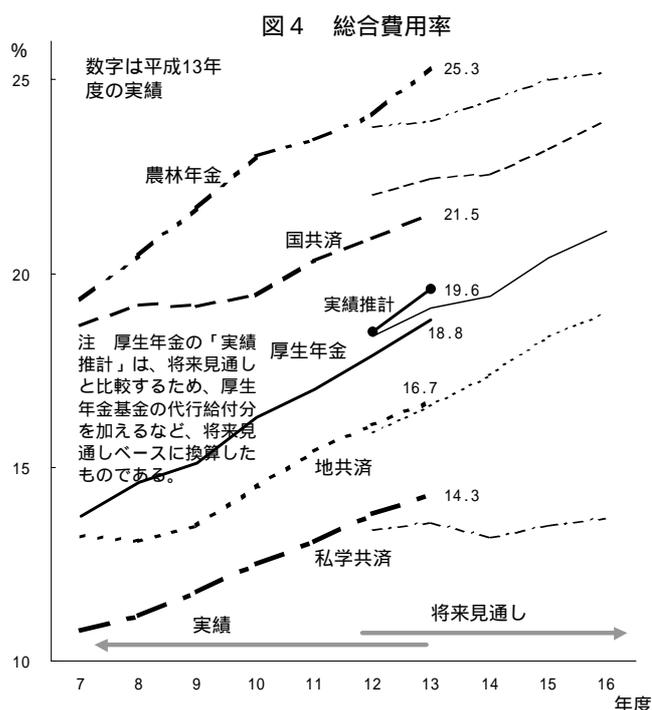
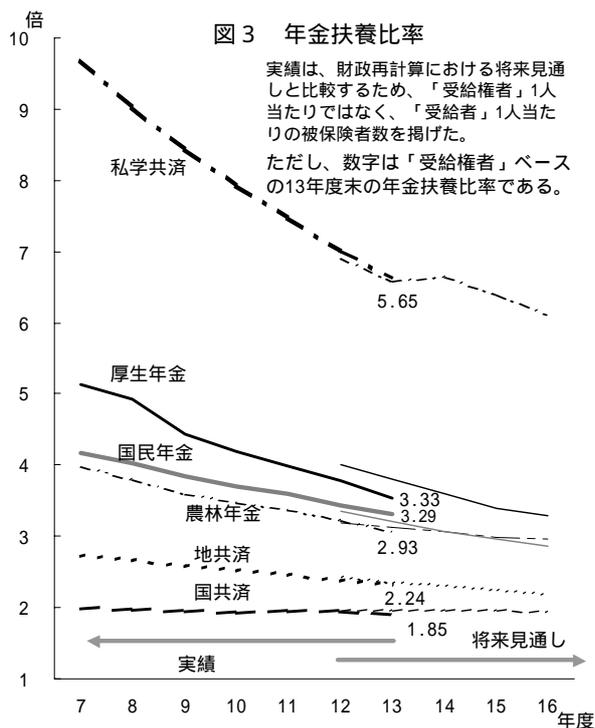
年金扶養比率^注は、厚生年金 3.33、国共済 1.85、地共済 2.24、私学共済 5.65、農林年金 2.93、国民年金 3.29 であった(図 3、本文表 33)。各制度とも低下を続けているが、私学共済の低下ピッチが他制度に比べて速く、毎年概ね 0.3~0.4 ポイントずつの低下となっている。

注 被保険者数の受給権者数(老齢・退年相当の受給権者数)に対する比。

総合費用率 - 各制度とも上昇 -

総合費用率^注は、厚生年金 18.8%、国共済 21.5%、地共済 16.7%、私学共済 14.3%、農林年金 25.3%であった(図 4、本文表 34)。各制度とも毎年概ね 0.5～1.2%ポイントずつ上昇している。7年度から13年度の上昇幅は農林年金が最も大きく6ポイント、次いで厚生年金 5.1ポイント、地共済、私学共済、国共済がそれぞれ 3.5、3.5、2.8ポイントである。

注 支出額のうち保険料・運用収入で賄わなくてはならない分の標準報酬月額総額に対する百分比。



5 平成11年財政再計算における将来見通しとの比較

保険料収入 - 各制度とも将来見通しを下回る実績 -

保険料収入は、各制度とも実績が将来見通しを下回った。下回る割合は厚生年金 7.7%、国共済 0.2%、地共済 8.6%、私学共済 5.9%、農林年金 6.9%、国民年金 2.3%であった(本文表 41)。

被保険者数 - 私学共済、国民年金以外は将来見通しを下回る実績 -

被保険者数は、厚生年金、国共済、地共済、農林年金では実績が将来見通しを下回った(本文表 42)。下回る割合は厚生年金 7.3%、国共済 1.1%、地共済 3.6%、農林年金 4.8%であった。一方、私学共済と国民年金は、実績が将来見通しをそれぞれ 1.0%、1.0%上回っている。

実質的な支出 - 各制度とも将来見通しを下回る実績 -

実質的な支出^注は、各制度とも実績が将来見通しを下回った(本文表 46)。下回る割

合は厚生年金 5.1%、国共済 3.9%、地共済 7.5%、農林年金 1.5%、私学共済 1.4%、国民年金 5.6%であった。

注 支出のうち保険料収入・運用収入等で賄わなくてはならない分。

受給者数 - 各制度とも将来見通しを下回る実績 -

受給者数は、各制度とも実績が将来見通しを下回った(本文表 47)。下回る割合は厚生年金 1.9%、国共済 2.4%、地共済 2.7%、私学共済 14.8%、農林年金 11.0%、国民年金 1.6%であった。

年金扶養比率 - 将来見通しを下回った厚生年金 -

年金扶養比率は、厚生年金、国共済、地共済では実績が将来見通しを下回った(図 3、本文表 55)。下回る幅は、厚生年金が大きく 0.21 ポイントであった。

総合費用率 - 国共済以外は将来見通しを上回る -

総合費用率は、国共済以外の各制度で実績が将来見通しを上回った(図 4、本文表 57)。上回る幅は農林年金が最も大きく 1.3 ポイント、次いで私学共済 0.6 ポイント、厚生年金 0.5 ポイントである。一方、国共済は実績が将来見通しを 0.9 ポイント下回った。

積立金の実績と将来見通しとの乖離の分析

積立金は、国共済では実績が将来見通しを 0.7%上回ったものの、国共済以外の被用者年金では実績が将来見通しを 3%程度下回った(本文表 62)。これは、主として「名目運用利回りが将来見通しと異なったこと」がマイナスに寄与したことによる。なお、「運用収入以外の収支残」も国共済以外ではマイナスで寄与している(本文表 63)。

名目運用利回りを、名目賃金上昇率を上回る分である「実質的な運用利回り」と「名目賃金上昇率」に分けるなどして、要因をさらに細分すると(本文表 64)、

名目賃金上昇率が将来見通しと異なったことの寄与は、マイナス(13年度末積立金を減らす方向に作用)であったこと

財政比較の上で意味のある実質的な運用利回りが将来見通しと異なったことの寄与は、12、13年度とも、プラス(13年度末積立金を増す方向に作用)であったこと

名目運用利回りが将来見通しと異なったことの寄与がマイナスとなったのは、のプラスより のマイナスが大きかったためであること

人口要素等が将来見通しと異なったことの寄与は、運用収入以外の収支残が将来見通しと異なったことによる乖離のほとんどを占め、国共済を除き、どの制度も 12、13年度マイナスであったこと などがわかる。

(「実質」で見た財政状況)

財政的に余り影響がないと考えられる「名目賃金上昇率が将来見通しと異なったこと」による寄与分を除いてみると、実質的には各制度ともプラスの乖離となっている。

「公的年金財政状況報告 - 平成 13 年度 - 」について

「公的年金財政状況報告」は、社会保障審議会年金数理部会^{注1}において公的年金の財政状況についてとりまとめたものである。

年金数理部会においては、毎年度、公的年金各制度の財政状況について制度所管省から報告を受けており、その内容をもとに、平成 13 年度末における我が国の公的年金の財政状況を取りまとめたものが本報告書である。主な内容は、各制度の財政を共通の指標等を用いて比較しそれぞれの特徴を明確にすること、各制度の平成 11 年財政再計算結果と実績と比較し、その乖離について財政面の的確な評価が可能となる分析を行ったこと等である。

(注1) 社会保障審議会年金数理部会の設置について

年金数理部会は、公的年金制度の一元化の推進に係る閣議決定（平成 13 年 3 月 16 日）及び公的年金制度の一元化に関する懇談会報告（同年 2 月 28 日）において「社会保障審議会に年金数理に関する専門的な知識、経験を有する者等から構成される部会を設ける」と要請されたことを受け、平成 13 年 5 月に社会保障審議会に設置された部会である。

年金数理部会においては、

- ・各被用者年金制度の安定性及び公平性の確保に関し、財政再計算時における検証及び毎年度の報告を求めること
- ・被用者年金制度の一元化の具体的な措置が講じられる際の具体的な費用負担の在り方等について、年金数理的な観点からの検討及び検証

等が行われている。